

令和8年度事業計画

1. 基本方針

地球温暖化、異常気象、生態系の破綻などによる野生動物との軋轢、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）などの人獣共通感染症の脅威、自然災害による被災動物の発生に係る飼い主への支援、自然から遠ざかった子供たちへの教育など、我々獣医師に対する社会的期待はますます高まりを見せています。

滋賀県獣医師会（以下、本会）は、公益社団法人としてこれら社会的期待に的確に応えていくため、獣医師としての責務の重要性に自覚を持つ本会会員の社会的地位向上に努めるとともに、定款第3条に基づき、獣医学術の振興や普及を通して、獣医師としての専門的知識と技能を活用し、獣医療技術の推進、公衆衛生の向上、畜産の振興、飼育動物の保健衛生の向上、動物愛護の推進、自然環境の保全に取り組み、本県の産業の振興、県民の健康と福祉の向上に向けて、会員の総意をもって公益活動を推進していきます。

（重点事項）

- (1) 狂犬病やSFTSなどの人獣共通感染症や食品衛生、薬剤耐性菌問題などに対応するため、ワンヘルスの概念を一般県民に普及啓発する事業を展開します。
- (2) 公益社団法人として安定かつ持続的な事業運営を図るため、狂犬病予防注射の定期集合注射、野生動物救護などの事業を通して収益性を確保すると共に、各事業委員会の活動を活発化し、積極的な公益事業活動を展開します。
- (3) 獣医療提供の人材育成と質の確保に向けた技術・知識・倫理の向上のための研修会の開催、学校飼育動物を通じた情操教育、野生動物の保全管理による自然環境との共生などを目指した事業を展開します。
- (4) 地震や水害などの自然災害に備え、災害時被災動物支援活動を適切に実施するための準備を進め、一般県民に周知・啓発するための事業を展開します。

2. 事業概要

【公益目的事業】	46,391,446円	4,468,142円（差額）
	41,923,304円	（前年度予算額）

獣医学的専門知識および技術の活用による県民の豊かな生活の実現を目的とする事業

獣医学術の振興および普及を通して、獣医学的専門知識と技術を有効活用し、人獣共通感染症の予防、公衆衛生の向上、畜産の振興、飼育動物の保健衛生の向上、動物愛護の推進、自然環境の保全等を図り、県民の豊かな生活の実現に寄与することを目的として、次の事業を行います。

（1）狂犬病予防事業	28,163,356円	5,383,336円
	22,780,020円	

欧州の一部、豪州および日本を除くほとんどの国で発生している狂犬病は、罹患した動物に咬まれることにより人が感染し、発症すると100%死亡する重篤な疾患です。隣国の台湾では野生動物への浸潤が認められており、わが国では狂犬病予防法において、犬への予防注射の実施が義務づけられています。狂犬病のまん延防止にはワク

チンの接種率を70%以上に確保することが必要であるとされていることから、本事業では、次の事業を進めます。

- 1) 狂犬病予防注射体制の維持・見直し
 - ・定期集合注射については、各市町長と本会会長が協定および契約を交わし、市町長が設定した会場ごとに実施し、動物病院で行う個別注射の実施に当たっては、指定獣医師を市町に推薦し、鑑札および注射済票等の交付事務および手数料徴収業務を代行します。これにより、県民の利便性と狂犬病予防注射率の向上を図ります。
- 2) 狂犬病予防注射の安全体制の推進
 - ・ワクチン保有状況を把握して、発生時のワクチン供給に対応できるよう備えます。
 - ・注射による健康被害犬が発生した場合、会員以外の獣医師による接種も含め、発生状況と原因を把握し、再発生を防ぐとともに、治療費の助成等により、飼育者の負担軽減を図ります。
 - ・人身事故が発生した場合、発生状況を把握し、関係機関と情報を共有し、速やかに問題解決に努めます。
- 3) 狂犬病予防に関する広報活動の積極的な展開
 - ・狂犬病を含めた動物由来感染症に関する正しい知識、予防等の普及および啓発を推進します。
 - ・定期集合注射の実施について、ポスター、公共放送およびホームページを活用し、県民への普及・啓発に努めます。

(2) 人獣共通感染症予防事業	3,360,525 円	1,084,470 円
	2,276,055 円	

狂犬病、レプトスピラ症、SFTS などの人獣共通感染症は全ての感染症の約 60%を占めており、獣医師および医師は共に医療現場で人獣共通感染症に接触する機会があります。感染予防のために、One Health の概念を広く普及・啓発するとともに分野間の連携を推進し、分野横断的な課題に積極的に取り組むことが重要です。本会は一般社団法人滋賀県医師会と協定を結んで情報の相互提供を行い、予防対策および啓発事業を相互支援して連携を密にし、県民の安全で安心な社会の構築に寄与していきます。

- 1) 伴侶動物において増加拡大する SFTS や産業動物、食品等を介した腸管出血性大腸菌症など人獣共通感染症対策の啓発を図り、人と動物とが共存する豊かで健全な社会形成に寄与していきます。
また、関係する学会や講習会に積極的に参画し、予防等に必要な知見を本会ホームページで広く公開していきます。
- 2) 行政機関や日本獣医師会、地方獣医師会と情報共有を図り、発生動向の早期の把握と情報の共有に努めます。

(3) 動物愛護・保護普及啓発事業	3,818,754 円	△3,504,176 円
	7,322,930 円	

家庭飼育動物の適正な飼育管理、被災動物への対応、動物愛護・保護精神の高揚等について、広く県民に普及啓発するため、以下の事業を実施します。

- 1) ワンヘルス普及啓発事業の実施
 - ・人の健康、動物の健康および生態系を含む環境の健全性を一体として考えるワンヘルスの概念を普及啓発するため、市民を対象とした一般公開講座、動物ふれあい事業を実施します。
 - ・県市町や関係団体が開催する動物愛護の催しへの協力と支援を行います。
- 2) 緊急災害時動物救護事業
 - ・滋賀県との災害時における被災動物救護活動に関する協定書締結を踏まえ、緊急災害時の動物救護に備えるため、本会の被災動物救護本部設置要領、マニュアル、緊急連絡網を整備します。
 - ・近畿地区連合獣医師会と関西広域連合との間で結ばれた「大規模自然災害発生時における相互支援体制の整備に関する協定書」に参画するための準備を進め、災害発生時のネットワークの構築と運用に努めます。
- 3) 身体障害者補助犬助成事業
 - ・身体障害者補助犬法に基づく盲導犬、介助犬、聴導犬の衛生確保を図り、県内利用者への予防衛生経費の助成および専門家としての技術提供を行うことにより身体障害者の自立および社会参加の促進に寄与します。

(4) 学校飼育動物支援事業	3,624,745 円	1,554,723 円
	2,070,022 円	

小学校、幼稚園あるいは保育園の飼育動物の健康で衛生的な飼育管理を保持し、効果的に教育活動ができるよう、以下の事業を実施します。

- 1) 学校飼育動物適正管理指導事業
 - ・学校飼育動物の適正な飼育管理相談と診療および治療を行い治療費については補助を実施することにより、動物の健康と保健衛生の向上を図ります。
- 2) 学校支援メニューに対応した「ふれあい教室」の開催と職業講話の実施
 - ・学校・園からの要請に基づき、「ふれあい教室」を開催し、安全で衛生的なふれあい方や生命の大切さの体感など学校飼育動物を介する教育活動に支援し協力します。
 - ・ふれあい教室で利用するウサギ、モルモットについては動物福祉を考慮して実施するとともに動物確保するための環境を整備します。
 - ・獣医師の仕事を紹介する職業講和を積極的に実施します。
- 3) 教職員および教職員養成学校生を対象とした研修会の開催
 - ・個々の幼稚園等からの要望に応え、学校飼育動物を介する教育活動に携わる教員に飼育動物の習性、取扱方法、衛生管理手技等の研修会を実施します。
- 4) 学校飼育動物支援にかかる研修会等への積極的な参加
 - ・学校飼育動物支援にかかる研究会等に積極的に参加し、情報交換および技術の修得に努めます。

5) 学校飼育動物啓発事業

- ・ 学校飼育動物の飼育に関するアドバイスや学校、園の情報等を掲載した情報誌「ふれあい」を毎年1回発行し、本会会員や県内約400か所の小学校、幼稚園、保育園およびこども園に配布し、公衆衛生の向上と情操教育の一助となるように努めます。

(5) 野生動物保護事業

1,604,468 円 △1,481,369 円
3,085,837 円

動物病院に持ち込まれた傷病野生鳥獣を治療し、保護するとともに、研修会、一般公開講座の開催を通じ、広く県民への鳥獣保護思想の普及・啓発を図ります。また、野生動物を取り巻く環境の変化に伴い、感染症対策など適切な検討を行います。

1) 傷病野生鳥獣救護事業

滋賀県知事と当会会長が委託契約を締結し、当会で募った野生鳥獣救護ドクター（令和7～8年度）により、県内全域で年間を通して傷病鳥獣の治療と野生復帰に協力するとともに、事業を通して得た情報を野生動物の生態研究や環境調査等への提供に努めます。

2) 鳥獣保護思想の普及・啓発の為の一般公開講座の開催

(6) 獣医学術および技能の普及・向上事業

3,950,385 円 1,042,486 円
2,907,899 円

獣医師の専門技術の向上、人材育成を図ることにより、動物への適切な獣医療技術や公衆衛生上の知識を提供し、県民の豊かな生活の実現に寄与していきます。

この目的達成に向けて、獣医療の各分野にわたって、学会、講習会、研修会等を開催します。

1) 第31回滋賀県獣医学会の開催

- ・ 獣医師が日頃の業務を通じて研究調査した事例等を学会の場に報告して専門知見と技術を共有するとともに意見交換を行い、専門性の向上に努めます。

2) 小動物臨床技術研修会の開催

- ・ 高度な専門的知識、獣医療技術の修得により、動物への適切な獣医療技術を提供し、動物の愛護、福祉の向上を図ることを目的に年1回以上開催します。

3) 学会・研修会等への積極的な参加

- ・ 他の団体が主催する学会（日本獣医師会、近畿地区連合獣医師会等）に積極的に参加して知見と技術の修得に努め、動物への適切な獣医療技術の提供、畜産振興、公衆衛生の向上等を図っていきます。

4) 愛玩動物看護師の技術向上のための研修会の開催

- ・ 高度獣医療体制を構築するために、連携が必要な愛玩動物看護師の技術向上を図ることを目的に、年1回以上開催します。

5) その他

- ・ 世間の動向に応じた必要な研修会を開催します。

(7) 広報活動事業	650,385 円	△30,156 円
	680,541 円	

本会の公益事業活動を一般県民に周知するため、電子媒体等を用いた広報活動を進めます。

- 1) ホームページの更新
 - ・ 本会ホームページの内容を適時更新して、本会の公益事業活動に係る報告や研修結果等について、一般県民と会員への情報提供に努めます。
- 2) マスコミを活用した広報の実施
 - ・ 狂犬病予防事業や動物愛護事業等の実施については、ラジオ等の広報媒体を活用し、広く一般県民に明らかにしていきます。

(8) 県関連施策、関連機関の事業への協力	800,000 円	0 円
	800,000 円	

内外諸情勢の変化に的確に対応しつつ、本会運営の基本理念に基づき、各種事業運営を通じて県行政の諸施策に協力していきます。

【収益事業等】	4,479,551 円	896,110 円
	3,583,441 円	

その他の事業（相互扶助等活動事業）

(1) 会員の互助・福利厚生事業

- 1) 開業獣医師等の定期健康診断、放射線取扱者健康診断の支援
 - ・ 診療業務従事者の健康を管理し、獣医療法等に基づく各種検診を実施するため、団体健診の手続・調整や場所の手配等を実施します。
- 2) 保険への団体加入手続と支援
 - ・ 本会業務の委託獣医師を対象に、傷害保険・賠償責任保険等への団体加入手続と経費の一部負担を実施します。
- 3) 会員相互の情報交換
 - ・ 研修会や意見交換会などを通じて、会員相互の親睦融和を図り、もって組織の充実と獣医療の向上に努めます。
 - ・ 会員向け滋賀県獣医師会報を年 2 回発行し、会員相互の情報交換に役立てていきます。

(2) 会員の表彰

本会の会長表彰規程に基づき、会員を表彰または推薦し、副賞を授与する。

- ・ 滋賀県獣医師会会長表彰（学術功労、公益事業功労、役員感謝状）
- ・ 滋賀県獣医学会表彰（最優秀賞、優秀賞）
- ・ 近畿地区連合獣医師会会長表彰への推薦
- ・ 日本獣医師会会長表彰あるいは感謝状受賞への推薦
- ・ 滋賀県知事表彰への推薦

(3) 会員の慶弔

会員慶弔規程に基づき、慶弔の意を表していきます。

- ・会員が結婚した時、祝金を贈ります。
- ・会員が 80 歳に達した時、記念品を贈ります。
- ・会員や親族の死亡に対し、弔慰金あるいは生花を供えます。

(4) 学会等参加の支援

1) 獣医学術学会等参加者への経費の助成

官民の産業動物分野、公衆衛生分野、小動物分野、研究分野、教育分野等獣医療の各分野における専門的知識・高度な技術等の取得、普及や人材育成を図る学会、講習会、セミナー等への参加を促すため、開催情報の提供を行うとともに、下記の参加にかかる経費の一部を助成します。

- ・第104回近畿地区連合獣医師大会（令和8年9月27日、大阪公立大学中百舌鳥キャンパス、担当：公社京都府獣医師会）
- ・令和8年度獣医学術近畿地区学会（令和8年9月27日、大阪公立大学中百舌鳥キャンパス、担当：公社京都府獣医師会）
- ・第41回世界獣医師会大会（日程：4月21日～4月24日）
- ・令和8年度第44回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（麻布大学）
- ・近隣地方獣医師会が開催する研修会等

2) 日本獣医師会が実施する獣医師生涯研修事業への協力

(5) 獣医療証明様式等頒布事業

獣医師法、獣医療法、薬機法等で診療等の際に交付が義務づけられている証明書等の様式について、(公社)日本獣医師会が作成したものを診療獣医師の求めにより本会を通じて頒布します。

【法人関係】

10,954,145	円	628,003	円
10,326,142	円		

(1) 組織強化の推進

- ・理事の担当業務の設定
- ・外部理事・監事を設置
- ・専門部会の活動の支援
- ・役員賠償責任保険への加入

(2) 陳情要請等

- ・獣医畜産公衆衛生の発展に努めるとともに会員の社会的・経済的地位の向上を図るため、滋賀県獣医師連盟とともに関係方面に対し随時陳情要請等を行います。

(3) コンプライアンスの維持

- ・会員の獣医療の安定と法的な相談等に資するため、顧問弁護士と契約します。
- ・公益法人会計の健全な財務運営を維持するため、顧問税理士と契約します。

3. その他

上記に掲げた事項以外で緊急に対応する必要のある事例が生じた場合は、理事会の承認を受けて別途実施していきます。